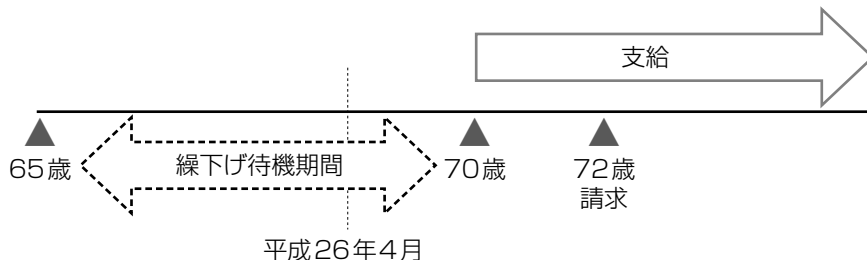


【平成26年4月から】

70歳到達月の
翌月分から支給



4. さかのぼって障害者特例による支給を受けられます

これまでは、障害の状態(障害厚生年金の1級から3級に該当する障害の程度)にある方が障害者特例(特別支給の老齢厚生年金に定額部分が加算)の請求をした場合、請求月の翌月から障害者特例による支給がされていました。

平成26年4月からは、すでに障害年金を受けている方が請求した場合、特別支給の老齢厚生年金の受給権を取得したときにさかのぼって障害者特例による支給を受けられます。

5. 障害年金の額改定請求が1年を待たずに請求できます

これまでは、障害年金を受けている方の障害の程度が増進した場合、その前の障害状態の確認等から1年の待機期間を経た後でなければ年金額の改定請求ができませんでした。

平成26年4月からは、省令に定められた障害の程度が増進したことが明らかである場合には1年を待たずに請求することができます。

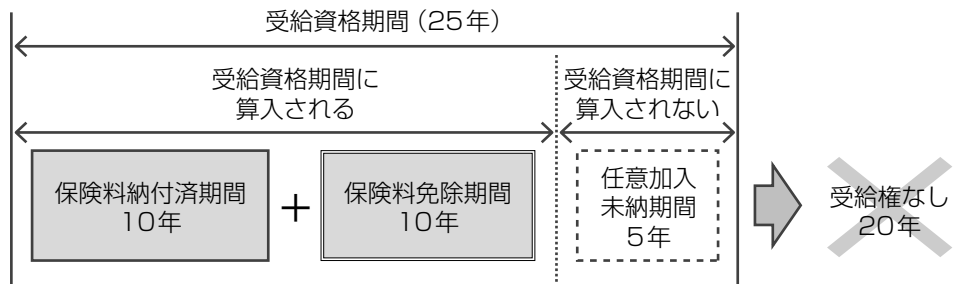
6. 国民年金の任意加入未納期間が受給資格期間に算入されます

これまでは、国民年金の任意加入被保険者(サラリーマンの妻や海外在住者などで本人の申出により加入をしていた方)が保険料を納付しなかった期間については未納期間とされ、年金を受け取るために必要な期間(受給資格期間)に算入されませんでした。

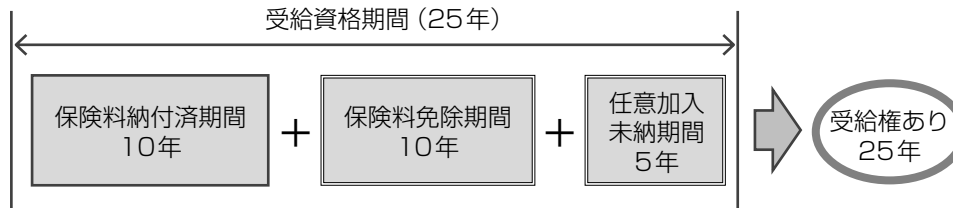
平成26年4月からは、この未納期間は合算対象期間*として受給資格期間に算入されます。

*合算対象期間は、年金の受取額には反映されません。

【これまで】



【平成26年4月から】



7. 年金受給者が所在不明となった場合に届出が必要となります

年金受給者が所在不明となって1カ月以上経過した場合、世帯員(住民票上の世帯が同一の方)は所在不明である旨の届出をする必要があります。

(注) 届出後、生存の事実確認を行い、確認できない場合は年金の支払いが一時止まります。

【お問い合わせ先】

徳島南年金事務所(電話:088-652-1511)
〒770-8054 徳島市山城西4-45